

## 防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

平成25年4月1日制定

平成26年4月1日改正

平成27年4月9日改正

平成31年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和5年4月17日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、山口県経営所得安定対策等推進事業実施要領（平成27年4月9日付け平27農業振興第81号。以下「県実施要領」という。）及び山口県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け平27農業振興第82号）に基づき、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」という。）の実施に必要な推進活動等のうち、防府市の区域をその区域に含む地域農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）が行う現場における推進活動や要件確認等、地域段階における推進活動（以下「事業」という。）に対する防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、経営所得安定対策等の実施に必要な再生協議会が行う事業に要する経費を助成することにより、本対策の円滑な実施を通じて戦略作物の生産拡大等を推進することを目的とする。

(補助金の交付対象及び補助率)

第3条 市長は、予算の範囲内で、再生協議会が行う事業に要する経費について補助金を交付する。

2 前項の事業に要する経費の区分及び当該経費に対する補助率は、別表1に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第4条 別表1の補助対象経費の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費は相互の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 再生協議会は、第3条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が定める期日までに補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 再生協議会は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を再生協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業変更の承認)

第7条 再生協議会は、前条第1項の規定により交付の決定をされた事業について、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨再生協議会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた再生協議会は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第9条 再生協議会は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(事業の着手)

第10条 再生協議会は、事業の実施に当たっては、交付決定後に着手するものとする。ただし、県実施要領第7の2のただし書による届出をした場合は、交付決定前に事業に着手することができる。

2 前項のただし書により交付決定前に着手する場合は、再生協議会は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、市長の指示を受けた場合に着手するものとする。この場合において、再生協議会は、交付決定までに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(遂行状況報告)

第11条 再生協議会は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、当該年度の1月5日までに市長に提出しなければならない。ただし、第15条に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。

(事業完了)

第12条 再生協議会は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項のただし書による交付申請を行った再生協議会は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項のただし書による交付の申請を行った再生協議会は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を再生協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により通知を受けた再生協議会は、補助金の交付を受けよ

うとするときは、補助金精算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（概算払請求）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 再生協議会は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第16条 補助金の交付を受けた再生協議会は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

（報告及び検査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、再生協議会に対し報告を求め、第22条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第18条 市長は、再生協議会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該再生協議会に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、再生協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が概算払により交付されているときは、当該再生協議会に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第19条 再生協議会は、当該補助事業に係る会計と他の補助事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(財産の管理等)

第20条 再生協議会は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 再生協議会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）の期間内において、市長の承認を受けずに補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

(関係書類の整備)

第22条 再生協議会は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数をいう。）の期間内においては、財産管理台帳（別記様式第8号）、その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

別表1

事業名	区分	補助率	事業主体	重要な変更	
				経費の配分	事業内容の変更
防府市経営所得安定対策等推進事業	1 経営所得安定対策等推進活動（2及び3の対象となる活動を除く。） 地域農業再生協議会が行う国実施要綱第3の2の取組に係る経費 （別添1に掲げるものに限る。）	定額 （国庫補助金）	再生協議会	当初事業費の30%を超える増減	事業の中止、又は廃止 事業実施主体の変更
	2 コメ新市場開拓等促進事業推進活動 地域農業再生協議会が行う国実施要綱第3の4の取組に係る経費 （別添2に掲げるものに限る。）	定額 （国庫補助金）	再生協議会	当初事業費の30%を超える増減	事業の中止、又は廃止 事業実施主体の変更
	3 畑作物産地形成促進事業推進活動 地域農業再生協議会が行う国実施要綱第3の6の取組に係る経費 （別添2に掲げるものに限る。）	定額 （国庫補助金）	再生協議会	当初事業費の30%を超える増減	事業の中止、又は廃止 事業実施主体の変更

別添1 経営所得安定対策等の推進活動経費（コメ新市場開拓等促進事業推進活動経費、畑作物産地形成促進事業推進活動経費を除く。）

区 分	内 容
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に係る謝金及び報償費等
2 旅 費	経営所得安定対策等の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等の交通費及び宿泊費等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代を除く。）、備品費、賃金（正規職員の超過勤務に対して支払う対価、臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価、国実施要綱第3の2の(9)の取組を生産出荷団体が実施する場合の生産出荷団体の職員の賃金等に限る。）及び共済費（臨時雇用職員の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等
4 委託費	国実施要綱第3の2に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

別添2 コメ新市場開拓等促進事業推進活動経費及び畑作物産地形成促進事業推進活動経費

区 分	内 容
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に係る謝金及び報償費等
2 旅 費	経営所得安定対策等の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等の交通費及び宿泊費等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代を除く。）、備品費、賃金（正規職員の超過勤務に対して支払う対価、臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価に限る。）及び共済費（臨時雇用職員の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等
4 委託費	国実施要綱第3の4及び6に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

様式第 1 号

年度防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年度防府市経営所得安定対策等推進事業を下記のとおり実施したいので、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容  
別表のとおり
- 3 事業計画
- 4 補助事業の経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業名・区分	総事業費 (A+B)	補助事業に 要する経費 (A)	負担区分	
			市A	その他B
防府市経営所得安定対策等推進事業 経営所得安定対策等推進活動				

(注) 事業名・区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表 1 の区分の欄の 2 の事業の場合にあっては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3 の事業の場合にあっては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
経営所得安定対策等 推進活動					
市補助金 (国庫補助金)					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
経営所得安定対策等 推進活動					
地域段階推進事務費 (地域農業再生協議会)					

(注) (1) 及び (2) の区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表1の区分の欄の2の事業の場合にあつては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3の事業の場合にあつては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

6 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第 2 号

年度防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知のありました防府市経営所得安定対策等推進事業の実施について、下記のとおり変更したいので、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

注 記の記載要領は、様式第 1 号に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう、変更に係る部分について二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。また、「補助事業の目的」を「変更の理由」に変えること。

様式第3号

年度防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付決定通知がありましたこのことについて、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業名・区分	事業計画 (補助額)	事業の遂行状況			
		9月30日までに 完了したもの		10月1日以後 実施するもの	
		事業費	出来高	事業費	事業完了 予定日
防府市経営所得 安定対策等推進 事業	円	円	%	円	
経営所得安定対 策等推進活動					

(注) 事業名・区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表1の区分の欄の2の事業の場合にあつては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3の事業の場合にあつては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

様式第4号

年度防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年 月 日付け指令 第 号の交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第12条に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容  
別表のとおり
- 3 事業実績
- 4 補助事業の経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業名・区分	総事業費 (A+B)	補助事業に 要した経費 (A)	負担区分	
			市A	その他B
防府市経営 所得安定対策等推進 事業  経営所得安定対策等 推進活動				

(注) 事業名・区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表1の区分の欄の2の事業の場合にあっては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3の事業の場合にあっては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
経営所得安定対策等 推進活動					
市補助金 (国庫補助金)					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
経営所得安定対策等 推進活動					
地域段階推進事務費 (地域農業再生協議会)					

(注) (1) 及び (2) の区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表 1 の区分の欄の 2 の事業の場合にあっては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3 の事業の場合にあっては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

6 事業完了年月日

年 月 日

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定通知のありました  
補助金について、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の  
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                       |   |   |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額             | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 ( 3 - 2 )                    | 金 | 円 |

注 参考となる資料を添付すること。

様式第 6 号

年度防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金精算払請求書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました補助金について、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名・区分	交付決定額	市補助金 (確定額)	既受領額	今回請求額
防府市経営所得 安定対策等推進 事業 経営所得安定対 策等推進活動				

(注) 事業名・区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表 1 の区分の欄の 2 の事業の場合にあつては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3 の事業の場合にあつては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合				
	支店・店・支所・出張所				
口座番号・種別					1:普通 2:当座 3:その他 ( )
口座名義 カタカナで記入 願います					

様式第7号

年度防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

(宛先) 防府市長

住所  
地域農業再生協議会長名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました補助金について、防府市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名・区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))	
		金額	出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高
防府市経営 所得安定対策等 推進事業 経営所得安定対 策等推進活動	円	円	%	円	%	円	%

(注) 事業名・区分欄の「経営所得安定対策等推進活動」は、別表1の区分の欄の2の事業の場合にあつては、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、3の事業の場合にあつては、「畑作物産地形成促進事業推進活動」と記載。

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合
	支店・店・支所・出張所
口座番号・種別	1:普通 2:当座 3:その他 ( )
口座名義 カタカナで記入 願います	

別記様式第8号 財産管理台帳

事業実施主体： \_\_\_\_\_

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年月日	耐用 年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

注 1 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合は、処分制限期間の欄も記入すること。

2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算すること。

3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

4 処分の内容欄には、売払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別 表

活動区分（ 経営所得安定対策等推進活動 ）（注）

区 分	補助金額（円）	事業内容
地域段階推進事務費 （地域農業再生協議会）		

（注）活動区分には、経営所得安定対策等推進活動、コメ新市場開拓等促進事業推進活動、畑作物産地形成促進事業推進活動のいずれかを記載。